

申 請

平成25年4月3日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
安倍 晋三 殿

茨城県知事  
橋本 昌

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づく平成24年11月9日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。  
牛久市において産出された茶(春番茶以降)
- 解除を申請する理由  
別紙参照

## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

### 1 出荷制限を解除する範囲

牛久市で産出される春番茶以降の茶

### 2 現在までの検査結果

	品目	地点(※)	採取日	測定結果
				放射性セシウム(Bq/kg)
牛久市	春番茶(飲用茶)	牛久市①	H25 3/21	1.3
		牛久市②		0.7
		牛久市③		1.5

(※)

#### 検査地点の選定方法

牛久市は、茨城県の南部に位置し、市北西部から南東部にかけて小野川が流れ、西部で牛久沼に一部接している。沖積低地と関東ローム層からなる洪積台地の二層構造が地形の特徴になっている。

牛久市の茶の生産販売農家は1戸であり、当該農家の圃場は女化地区に1圃場のみである。今回の検査地点は、当該農家の1圃場から3箇所を選定した。

なお、牛久市において、平成23年度はモニタリング検査を実施していない。

### 3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、牛久市内の1圃場においてモニタリング検査を実施し、公表していく。

### 4 解除後の出荷管理

牛久市における茶の流通は、自らの茶園で生産した茶葉を加工、販売する形態である。

これまでに、23, 24年産茶については茶葉をすべて処分するとともに、25年産に向けては、栽培管理による放射性セシウムの低減対策として、深刈りや中切り等を実施するとともに、それぞれの工場に対し、入荷先の記録に加え、出荷先の記録の保存を求め、販売先等の捕捉を可能としてきた。

また、牛久市においては食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である100Bq/kgを超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

また、すでに出荷制限が解除された古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町、

大子町、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、城里町、石岡市、鉾田市、水戸市、高萩市、日立市、茨城町、つくば市の17市町及び今回解除申請する牛久市の計18市町を除く茨城県下26市町村で産出された茶については、引き続き、流通させないよう、当該市町村、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施する。

さらに、当該18市町から生産された荒茶には、市町村名の表示の徹底を図る。

- 5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応  
基準値を超える結果が出た場合には、当該市町の茶について、すみやかに出荷自粛を要請する。



